○東北地方整備局告示第五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和６年５月２０日

東北地方整備局長　山本　巧

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　二級河川久慈川水系小屋畑川改修工事（河道付替・岩手県久慈市長内町第15地割地内から同市長内町第19地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県久慈市長内町第15地割、長内町第17地割及び長内町第19地割地内

２　使用の部分　岩手県久慈市長内町第15地割、長内町第17地割及び長内町第19地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「二級河川久慈川水系小屋畑川改修工事（河道付替）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岩手県久慈市長内町第16地割地内から同市長内町第19地割地内までの二級河川久慈川水系小屋畑川（以下「小屋畑川」という。）の延長860ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川久慈川水系小屋畑川改修工事（河道付替）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、河川法第10条第１項の規定に基づき岩手県知事が行うものであり、起業者である岩手県知事は、既に本件事業を開始していることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ていることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

小屋畑川は、二級河川久慈川水系久慈川（以下「久慈川」という。）の二次支川であり、岩手県久慈市長内町第16地割地内の丘陵地を水源とし、同市長内町第21地割地内で久慈川の一次支川である二級河川久慈川水系長内川に合流する幹線流路延長5.5㎞、流域面積7.3㎢の河川である。

小屋畑川は、その流域に久慈市長内町地区の集落や各種公共施設を擁し、流域に資産が集中する重要な河川であるが、河道が狭小で流下能力が著しく低い区間が存することから、豪雨等の際には洪水による浸水被害がたびたび発生している。近年では、平成28年８月の洪水により、床上浸水家屋17戸、床下浸水家屋29戸の被害が発生したほか、令和元年10月には観測史上最大の豪雨による洪水により、床上浸水家屋123戸、床下浸水家屋110戸もの甚大な被害が発生している。

小屋畑川の治水対策は、令和４年２月に策定された久慈川水系河川整備基本方針に沿って、同年７月に策定された久慈川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、令和元年10月の洪水と同規模の洪水に対応した河道整備流量80㎥／秒（以下「本件河道整備流量」という。）を安全に流下させることを目的として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小であることから流下能力が著しく低く、浸水被害の危険性が極めて高い区間について、整備計画に基づき本件区間内に新たな河道を整備するものであり、本件事業の完成により、本件河道整備流量を安全に流下させることが可能となることから、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年３月に同法等に準じて、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、振動については法令により定められた基準を満足す

るとされており、騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、仮囲い等の設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が令和４年３月に実施した調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒメシロチョウ、ニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、ガマヨトウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下、単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツツイトモ、サナギイチゴ、ノダイオウ及びナンブワチガイソウ、準絶滅危惧として掲載されているミクリ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測された種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、ヒメシロチョウについては、幼虫の食草であるツルフジバカマが消失するとヒメシロチョウの生息に影響が及ぶと予測されることから、ヒメシロチョウの幼虫、蛹及びツルフジバカマを移植することとしている。ナンブワチガイソウについては、工事による改変により、生育地点が消失すると予測されることから、個体を移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１か所確認されているが、起業者は、岩手県教育委員会と協議を行い、今後、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小であることから流下能力が著しく低い区間について、本件区間内に新たな河道を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、河道付替案（以下「申請案」という。）のほか、引堤（河道拡幅）案及び堤防嵩上げ案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、沿川に住家等が連担している現況河川の改修が最小限に抑えられることから移転対象物件数は最も少ないこと、陸上施工が主体となることから通年施工が可能であるなど施工性に優れていると判断されること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的で

あると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が著しく低く、浸水被害の危険性が極めて高い状況にある区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、久慈市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県久慈市役所